

タブレット端末の家庭学習での活用のためのガイドライン

令和 8 年 8 月 18 日

川北町教育委員会

1. 目的

家庭学習の充実に向け、タブレット端末を活用した学習を家庭で行う際に必要なルールを示す。

2. 使用するタブレット端末と環境

タブレット端末はタッチペンが標準装備となった Chromebook(クロームブック)を使用する。家庭での利用に際し、パケット量が多く発生する可能性があるため、Wi-Fi 環境への接続が望ましい。

3. 必要な物品の貸与

タブレット端末は中学校卒業まで、学校より貸与する。保護者からの申し出により、回線(Wi-Fi ルーター)の貸与を行う。

※回線(Wi-Fi ルーター)の貸与は、下記「4」及び「6」を遵守し、「Wi-Fi ルーター貸出申請書」を学校に提出することによって受けることができる。なお、通信費は家庭で負担することを原則とする。

4. 家庭学習でのタブレット端末利用における注意事項

利用者(児童生徒)及び保護者は、以下を遵守すること。

- (1) 学校から学習指示があった教材の利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (2) タブレット端末のそばでの飲食は禁止とする。(端末を机の上に置いたままその机で食事するなど)
- (3) ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- (4) タブレット端末は、長期休業中は自宅で充電する。(短期間の場合は学校で充電する。)
- (5) タブレット端末は保護者の責任のもと自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
- (6) タブレット端末利用において不都合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。
- (7) 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷(SNS・掲示板への投稿)などは禁止する。

5. 貸与したタブレット端末利用における注意事項

利用者(児童生徒)及び保護者は、「4」に加えて以下を遵守すること。

- (1) USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- (2) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- (3) 故障、破損等が発生した場合には速やかに学校に連絡すること。原則、故障については、教育委員会にて修理いたしますが、重大な過失や故意による場合や貸与品(Chromebook、及び付属品)の紛失は保護者負担とする。
- (4) 町外の学校へ転出した場合は、貸与を終了する。

<不注意事項の例>

- ①USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用、学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールによるシステムの不具合
- ②落下等による外部から加わった圧力、液体の浸透等に起因する損傷
- ③物品の挟み込みによるディスプレイの損傷
- ④電源コードへの加重、引っ張りによる断線
- ⑤磁石の接近・接触等に起因する不具合
- ⑥その他、学校の指示に逸脱した利用による損傷

6. 貸与した回線(Wi-Fi ルーター)利用における注意事項

利用者(児童生徒)及び保護者は、「4」に加えて以下を遵守すること。

- (1) 家庭学習を目的としない通信利用を禁止する。
- (2) 破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し、指示を仰ぐこと。
- (3) 紛失・破損した場合には、「報告書」の提出を要する。
- (4) 紛失及び家庭での不注意による破損等の回復の為、保守・保険の対象外となる費用が生じた場合は、原則、保護者負担とする。
- (5) 町外の学校へ転出した場合は、貸与を終了する。

<不注意事項の例>

- ①落下等による外部から加わった圧力、液体の浸透等に起因する損傷
- ②電源コードへの加重、引っ張りによる断線
- ③その他、学校の指示に逸脱した利用による損傷

7. その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会事務局で協議決定する。